

(写)

事務連絡
令和6年1月31日

各都道府県・指定都市スポーツ主管課及び
教育委員会学校体育担当課 御中

スポーツ庁地域スポーツ課

令和6年度に実施する地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）への参加希望調査の実施等について（依頼）

平素より、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備に向けて御尽力いただき、ありがとうございます。

令和5年9月27日に実施した地域移行に関する事業説明及び事例発表会においてお知らせしたとおり、令和6年度は、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）」（以下「実証事業」という。）において、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」及び「重点地域における政策課題への対応」の2つの事業内容について、民間事業者を通じて、地方自治体に再委託等して実施する予定としています。

また、令和5年12月27日に各都道府県・指定都市に情報提供した実証事業に係る実施方針（以下「実施方針」という。）の中間整理について、その後、実施方針策定検討委員会において検討を進め、令和6年1月30日に実施方針を策定しましたので、別紙8及び別紙9のとおり、お知らせします。

これを受けて、スポーツ庁において、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案の予算額を踏まえ、実施方針において定められた事業費配分額の算出方法に基づき算出した各都道府県・指定都市への事業費の配分予定額（実証事業のうち「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」に係る事業費）について、別途、各都道府県・指定都市に対して示すこととしています。

については、下記のとおり、参加希望調査を実施しますので、提出期限・提出方法及び留意事項等に従って、参加希望調査票（事業計画及び事業経費内訳等を含む。以下「調査票」という。）を提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査票の提出期限・提出方法及び留意事項等

(1) 提出期限・提出方法

ア. 提出期限※

- ・ 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証
令和6年3月15日（金）17時必着
- ・ 重点地域における政策課題への対応
令和6年4月30日（火）17時必着

※ 令和6年能登半島地震の影響により、調査票の作成等が困難な地方自治体については、提出期限等について柔軟に対応しますので、スポーツ庁の担当者まで御相談ください。

イ. 提出方法

調査票を提出先 URL にアップロード後、アップロードが完了した旨をメールで (tiikisport@mext.go.jp宛) お知らせください。

ウ. 提出先 URL

各都道府県・指定都市がアップロードするための個別の URL を別途お知らせします。

エ. 提出報告用メールアドレス

tiikisport@mext.go.jp

(2) 調査票提出に当たって留意事項

- ・ 調査票のアップロード完了報告時のメール件名は、「【都道府県名又は指定都市名】令和6年度に実施する地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業への参加希望調査（回答）」としてください。
- ・ 調査票をスポーツ庁にて受領確認後、受領完了メールを返信します。調査票提出後の翌営業日正午過ぎても受領完了メールが届いていない場合には、スポーツ庁担当まで御連絡ください。
- ・ セキュリティ上の都合等により提出先 URL に調査票をアップロードできない場合には、提出報告用メールアドレス宛に調査票を提出してください。当該メールアドレス以外の宛先（担当者個人アドレス等）に提出した場合、調査票の受付が出来かねますので、宛先メールアドレスを必ず確認の上、提出をお願いします。
- ・ 調査票を提出する際は、調査票の様式ごとに ZIP ファイルを作成したうえで、提出してください。

《ZIP ファイルの作成ルール》

●地域スポーツクラブ活動の移行に向けた実証…計3ファイル

- ① 【都道府県・指定都市名】調査票様式1及び2（事業計画書_鑑文、本文）
- ② 【都道府県・指定都市名】調査票様式別紙1（取組内容確認シート）
- ③ 【都道府県・指定都市名】調査票様式別紙2～4（事業経費内訳）

●重点地域における政策課題への対応…計2ファイル

① 【都道府県名】調査票様式1及び2（事業計画書_鑑文、本文）

② 【都道府県名】調査票様式別紙1～3（事業経費内訳）

- ・ 調査票の提出時には、ファイル形式を変更しないでください。（PDF形式ではなく、元データのまま御提出ください。）
- ・ 各調査票のファイル名は、冒頭に「【地方公共団体コード+都道府県名+市区町村名】」を記載してください。

《ファイル名の記載例》

●北海道札幌市の場合…

【011002 北海道札幌市】調査票様式1_事業計画書.docx

《地方公共団体コード》

●総務省 HP <https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

(3) 調査票の作成に当たっての留意事項

① 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証

ア. 対象となる地方自治体について

全ての都道府県（都道府県から委託して実施する市区町村を含む。）

全ての指定都市

イ. 調査票の作成について

(ア) 都道府県

別途、示される事業費の配分予定額を踏まえて、実施方針等に沿って、各都道府県において「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」を実施する市区町村、中学校、地域クラブ活動、実施する事業内容、事業費配分額等を調整し、調査票を作成してください。

(イ) 指定都市

別途、示される事業費の配分予定額を踏まえて、実施方針等に沿って、各指定都市において「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」を実施する中学校、地域クラブ活動、実施する事業内容、事業費配分額等を調整し、調査票を作成してください。

ウ. 事業計画及び事業経費内訳等の作成について

各都道府県・指定都市に対して、別途示す事業費の配分予定額は、各都道府県・指定都市が事業計画及び事業経費内訳等を作成する際の上限額を示すもので、必ずしも上限額まで使用して計画する必要はありません。

また、地域スポーツクラブ活動の実施・運営に当たり、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、国費だけではなく、受益者負担を求めたり、行政や関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付を募るなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築する観点を十分に踏まえて、事業計画及び事業経費内訳等を作成してください。

なお、実施方針において示されているスポーツ庁から各都道府県・指定都市への事業費配分額の算出方法については、予算を効果的・効率的に使用する観点から、配分算出式に「執行状況係数」が盛り込まれており、今後、実証事業の事業費配分額の算出に直近の実証事業の執行率を踏まえた係数を使用する予定※です。このため、事業計画及び事業経費内訳等を作成する際には、事業費の執行の見込み等を十分検討した上で、過大な事業費を計上することによって執行率が低くならないよう留意してください。

※ 令和6年度に実施する実証事業の事業費配分予定額の算出に当たっては、実証事業が令和5年度から実施されていることを踏まえ、執行状況係数は使用しておらず、令和7年以降に実施する実証事業の事業費配分額の算出の際に使用する予定です。

また、実施方針において、「社会的な特殊事情等により実証事業の実施が困難となったことで執行率が下がった場合には、その都道府県・指定都市の事業費を算出する際において、この係数は使用しない。」とされていることを踏まえ、令和6年能登半島地震の影響により、実証事業の実施が困難となったことで執行率が下がった場合には、当該地方自治体に不利にならないように事業費を算出する際に執行状況係数は使用しない予定です。

エ. その他

令和6年度に実施する実証事業では、重点地域に指定された各都道府県において、全国各地から幅広い参加者が参加できるシンポジウムを開催する予定としており、本事業を受託している地方自治体の職員や総括コーディネーター、コーディネーター等の関係者（1回2名程度）が当該シンポジウムに参加する際の交通費、宿泊費、日当について、本事業の事業経費として一定の金額※を計上することが可能です。

※ 現時点では、シンポジウムの開催場所が未定のため、一定の場所での開催を想定して、計上してください。（例えば、スポーツ庁が本事業の積算に使用している旅費単価28,840円（1泊2日/人）を使用することも考えられます。）
なお、実際の支出の際には、本事業の事業費計上の留意点に従って、各地方自治体の規程、国家公務員等の旅費に関する法律、スポーツ庁の規定等に基づき、支出することになります。

② 重点地域における政策課題への対応

ア. 対象となる地方自治体

実施を希望する都道府県（都道府県から委託して実施する市区町村を含む。）

イ. 調査票の作成方法

別紙1「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）地方自治体の取組事項」に示されている事業の規模感及び実施内容等を踏まえ、各都道府県内において、地域スポーツ環境の整備に先導

的に取り組む市区町村、重点地域において取り組む政策課題を選定するとともに、実施する事業内容等を調整し、調査票を作成してください。

ウ. 重点地域に指定された都道府県への事業費

重点地域に指定された都道府県に対しては、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」に係る事業費に加えて、別途、「重点地域における政策課題への対応」に係る事業費を配分する予定としています。このため、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行や地域スポーツ環境の整備に意欲的に取り組む都道府県におかれては、「重点地域における政策課題への対応」への申請の検討をお願いします。

(4) その他

本調査は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合があります。

2. 事業説明会

令和6年2月8日（木）14:00 から、本事業に関する都道府県・指定都市事業担当者向けのオンライン説明会を開催します。なお、本事業説明会は都道府県・指定都市を対象としておりますので、指定都市を除く市区町村は視聴いただけません。

(1) ミーティング情報

① ミーティング URL

<https://mext-go-jp.zoom.us/j/86234358207?pwd=UkRZTmJ6eVcxNDB1bHVQWjBjU3VBZz09>

② ミーティング ID: 862 3435 8207

③ パスコード: 106779

(2) 参加意向確認について

本事業説明会に参加を希望する場合は、令和6年2月5日（月）までに、以下のフォームに参加意向登録をお願いします。

《参加意向確認フォーム》

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJJKjwbPnP6rLHfg6GIVFrWMXxeQ8iaJUNUg4MD1GUk9GODhBNE1FUldWMkQxWjZS0C4u>

3. 添付書類

別紙1 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）地方自治体の取組事項

別紙2 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）地方自治体向け Q&A

別紙3 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）地方自治体向け事業費計上の留意点等

別紙4 調査票様式一式（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証）

- 別紙5 調査票様式一式（重点地域における政策課題への対応）
- 別紙6 地域スポーツクラブ活動体制整備事業等予算概要資料
- 別紙7 令和6年度に実施する地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）の事業実施形態（予定）
- 別紙8 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）に係る実施方針（概要）
- 別紙9 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）に係る実施方針

【担 当】

スポーツ庁地域スポーツ課地域スポーツクラブ活動推進係
竹河、星野、吉田
電話番号：03-5253-4111（内線 3954）